

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券通知書
【根拠条文】	企業内容等の開示に関する内閣府令第4条
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年10月15日
【会社名】	株式会社テー・オー・ダブリュー
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO） 秋 本 道 弘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル
【電話番号】	03(5777)1888
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 梶 岡 二 郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル
【電話番号】	03(5777)1888
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 梶 岡 二 郎

## 1【新規発行（売出）有価証券】

銘柄	種類	発行(売出)数	発行(売出)価額の 総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
株式会社テー・オー・ダブリュー 株式	普通株式	40,700株	12,535,600	—

### (注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員、並びに当社子会社の取締役及び執行役員に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の2020年8月21日開催の取締役会及び2020年9月25日開催の第44期定時株主総会において導入することが決議された譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、2020年10月15日開催の当社取締役会決議により行われるものです。

なお、本有価証券通知書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、当社並びに当社子会社（株式会社ティー・ツー・クリエイティブ、以下「T2C社」といいます。）より、割当予定先である当社の対象取締役6名及び執行役員3名並びにT2C社の取締役及び執行役員2名（以下「対象者」と総称します。）に対して支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって当社に給付させることにより、自己株式の処分をとおして交付されるものです。

また、当社は、対象者との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券通知書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

##### (1) 譲渡制限期間

2020年11月6日～2025年8月10日

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象者は、割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象者が、本譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、使用人若しくはこれらに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

##### (3) 本譲渡制限期間中に、対象者が任期満了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任又は退職した場合の取扱い

###### ① 譲渡制限の解除時期

当社は、対象者が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、使用人若しくはこれらに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除いたします。

###### ② 譲渡制限の解除株数

①の場合に譲渡制限を解除すべき本割当株式の数は、本割当株式の数に、2020年10月から当該対象者が退任又は退職した日の属する月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）といたします。

##### (4) 当社による無償取得

対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、使用人若しくはこれらに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、(3)に定める正当な理由による場合を除き、当社は本割当株式の全部を、当該退任又は退職の直後の時点をもって当然に無償で取得するものといたします。

また、本譲渡制限期間が満了した時点又は(3)に基づき譲渡制限が解除された時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

##### (5) 株式の管理に関する定め

対象者は、いちよし証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座を開設し、本譲渡制限期間中、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において対象者が保有する本割当株式の数に、2020年10月から当該承認の日の属する月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されていない本割当株式は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、当社が当然に無償で取得するものといたします。

2. 本有価証券通知書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券通知書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
4. 振替機関の名称及び住所  
株式会社 証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【有価証券の募集（売出し）の方法及び条件】

### (1)【募集の場合】

区分	発行(売出)数	発行(売出)価格	資本組入額	申込期間	払込期日
株式の株主割当	—	—	—	—	—
株式のその他の者に対する割当	40,700株	308円	—	2020年10月29日(木)～2020年11月5日(木)	2020年11月6日(金)
株式の一般募集	—	—	—	—	—
(発起人の引受株式)	—	—	—	—	—
株式計(総発行株式)	40,700株	—	—	—	—
新株予約権証券	—	—	—	—	—
社債(短期社債を除く。)	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー及び短期社債	—	—	—	—	—
カバードワラント	—	—	—	—	—
預託証券及び有価証券信託受益証券	—	—	—	—	—

(注) 1. 「1 新規発行(売出)有価証券 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を対象者に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券通知書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第45期事業年度及びT 2 C社の第20期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。当該金銭報酬債権の内容は以下の通りです。

	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役：6名（※）	31,500株	9,702,000円	当社第45期金銭報酬債権
当社の執行役員：3名	4,800株	1,478,400円	当社第45期金銭報酬債権
T 2 C社の取締役及び執行役員：2名	4,400株	1,355,200円	T 2 C社第20期金銭報酬債権

（※） 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

**（2）【売出しの場合】**

該当事項はありません。

**3 【有価証券の引受けの概要】**

該当事項はありません。

**4 【過去1年以内における募集又は売出し】**

**（1）【募集の場合】**

該当事項はありません。

**（2）【売出しの場合】**

該当事項はありません。